

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

平成18年8月11日金曜日 第1785号

◇ 目 次 ◇
告 示

町の区域の新設	693
町の区域の変更	698
落札者等の告示	701
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件)	701
新たな土地改良事業の施行の認可	701
漁業の免許	701
漁業免許の内容等の公示	702
特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の公告及び縦覧	705
道路の区域変更(県道八倉松前線)	705
道路の供用開始(県道松山伊予線外)	706
道路の供用開始(県道松山北条線)	706
都市計画の決定案の縦覧	706
開発行為に関する工事の完了	706
道路の位置の指定(5件)	707
公告	

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

ロータリースクリーンコーターの購入について......707

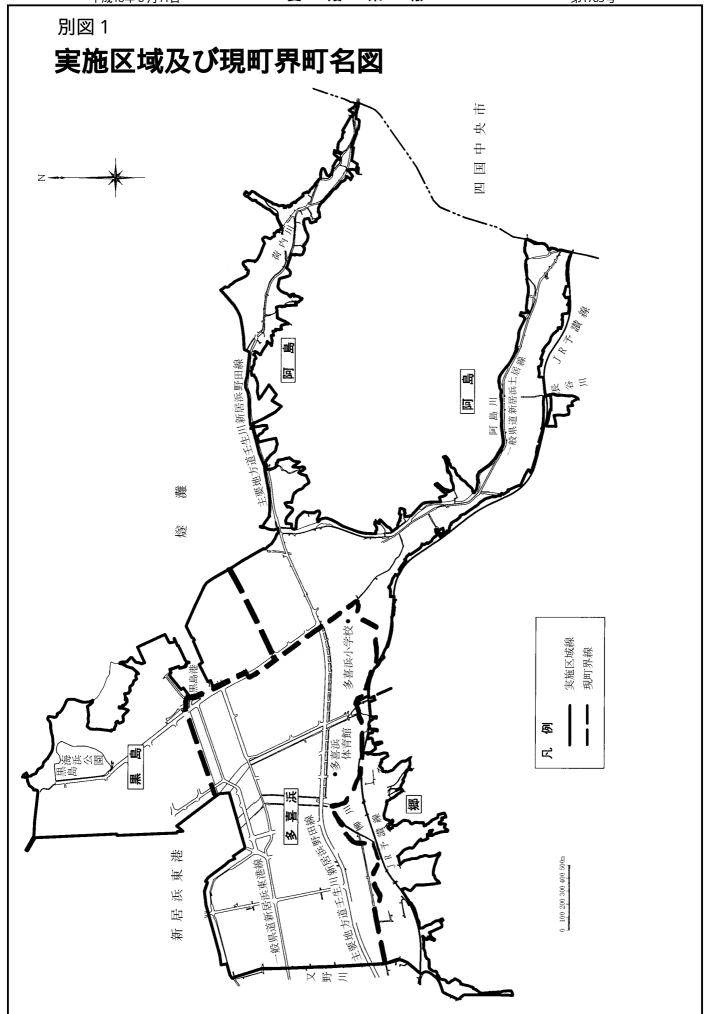
告示

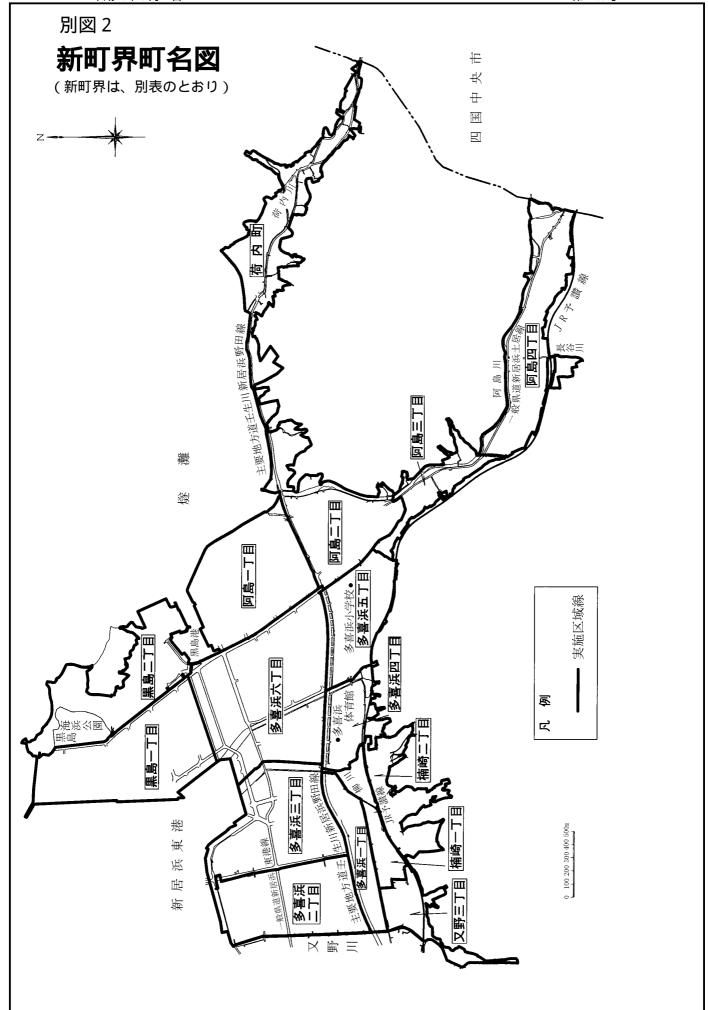
○愛媛県告示第1191号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、 新居浜市長から次のとおり町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記の処分は、平成18年10月1日から効力を生ずる。 平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行 別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を新たに画する。





別 表

新町の名称	新	町	Ø	X	域	
くっさきいっちょう め 楠崎一丁目	郷甲1986の1の西側筆界線、郷甲接する道路である市有地の北側線側線、郷甲1883の4の東側筆界線甲2142の北側筆界線、本川の東側筆界線、郷甲2230の23の東側筆界線、郷甲2230の23の東側筆界線	R、郷甲1883の3の東側筆界線 R、郷甲1912の3の西側筆界線 J線、市道柳川東筋線の東側	線、郷甲1883の3、5 線、市道松神子切抜線 線、市道楠崎白浜線の	F1883の 1 及び甲 泉の北側線、柳川	1883の28に隣接する の東側線、郷甲2141	道路である市有地の南 の2の北側筆界線、組
会議長1290	郷乙270の64の西側筆界線、郷乙270の64の西側筆界線、郷乙2707014の南側筆界線、郷石230の1283の東側筆界線、郷田2230の12230の33の西側筆界線、郷田2230の40まで2268の4の東側筆界線、郷田2256郷田2254の2の東側筆界線、郷田2265の東側である市有地の南側線、郷田2210の4の西側筆界線、郷田2210の4の西側筆界線、郷乙2920のの1の東側筆界線、郷乙2920のの1の東側筆界線、郷乙2920のの1の東側筆界線、郷乙2920のの1の東側筆界線、郷乙2920のの1の東側筆界線、郷乙284の3の南側筆界線、郷乙284の6の南側筆界線、郷田20760の2の南側筆界線、郷田20760の12の南側筆界線、郷田20760の12の両側筆界線、郷田20760の東側筆界線、郷四20760の東側筆界線、郷四20760の東側筆界線、郷四207000東側筆界線、郷四207000東側筆界線、郷田207000両側線並びに郷乙270の64の南側等型270の64の南側等型線、郷乙270のの南側線並びに郷乙270の64の南1	267の15の西側筆界線、郷乙2 2019の東側筆界線、郷甲2230の の筆界線のうち郷甲2230の1 20032の西側筆界線、郷甲2230の2 200 百側筆界線、郷甲2230の2 200 1 の東側筆界線、郷甲2250の2 200 1 の東側筆界線、郷甲2260の2 200 2 に隣接する道路で郵側等 200 2 に隣接する道路で郷甲2050の東側筆界線、郷田2250の東側筆界線、郷田2290の東側筆界線、郷乙2920の東側筆界線、郷乙2920の東側筆界線、郷乙2920の東側筆界線、郷乙2000 1 及び有地の南側線、郷乙270の1 0 の西側筆界線、郷乙27000 1 0 の西側等界線、郷乙27000 1 0 の西側線、郷田20130 6 0 の南側線、郷乙27000 6 1 に	267の14の北側筆界線 の23の東側筆界線、第 17、甲2230の33、甲2 30の32の南側筆界線、第 27の西側筆界線、第 57の2の東側筆界界線、第 78の第東側筆界の 10の1の東側等界線 80 市有地に西側等線、78 10の1の東側等線 78 10の1の東側等線 78 10の1の東側等線 78 10の1の東側等線 78 10の1の東側等線 78 10の1の東側等界線 78 10の1の西の半界線 78 1284の7の北側等界線 78 1284の7の出側等界線 78 12820の5の南側等界線 78 1278の1の東側筆界線 78 1210の南側	、郷甲1986の 2 0 個 即 1986の 2 0 個 即 1986の 19 0 19 0 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	D西側筆界線、郷甲12 例	986の3の西側筆界線 33の北側筆界線、郷年 1230の35の西側筆界線、郷線、 5の南側筆界線、郷線、 5の南側筆界線、郷線 266の1の東線、野界。 209の22に側筆 郷る 選別の 209の3の計算線、郷線、 209の3の部側 郷東側等界線、 209の3の神側等、の南側等 286の1の南側等界線、 の1の南側での東側等界線、網線 の1の南側での東側等界線、網 の1の南側での東側等界線、網 277の1の東側等線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網 277の1の南側線、網
文野三丁首 1	又野川の東側線、市道松神子切抜線、郷甲1883の3の東側筆界線、に隣接する道路である市有地の北15の南側筆界線、郷甲1842の6の1842の10の北側筆界線、郷甲1845の東側線、郷甲1852の西側筆界線、郷甲852の西側筆界線、郷甲845の1に隣接する道路である市1844の3の西側筆界線、郷甲1809の1の東側、北側筆界線、郷甲1795の東側等線、郷甲1781の西側筆界線、郷甲1781の西側筆界線、郷甲に郷甲1777の2の南側筆界線で田	郷甲1908の1、甲1908の3、 近側線、郷甲1842の5の東側 東側筆界線、郷甲1842の60 20010の西側筆界線、郷甲184 1849の西側筆界線、郷甲184 の南側筆界線、郷甲1845の 有地の西側業界線、郷甲1844の 2001の南側筆界線、郷田2252 12年界線、郷甲1809の2の東便 188、郷甲1795の南側筆界線、郷2254 188、郷甲1795の南側筆界線、郷2254 189、郷田1795の南側筆界線、郷2254	単1890の2、甲189 董界線、郷甲1842の1 の南側筆界線、郷甲1 12の7の南側筆界線、 界線、郷甲1865の西低 17の西側筆界線、郷甲 1 の南側筆界線、郷甲 1 の南側筆界線、郷甲 2の1の南側筆界線、 則筆界線、郷甲17990 郷甲1788の1の西側	10の1、甲1901か 12の東側筆界線、 842の8の西側 郷甲1872の東係 側筆界線、郷筆等 11846の西側 11844の2の南側 11844の3の 11844の3の 11844の3の 11844の3の 11844の3の 11844の3の 11844の3 11844 1	ら甲1903まで、甲19 郷甲1842の16の東 資界線、郷甲1842の 川筆界線、郷甲1871 54の1の南側筆界線 線、郷甲1845の1の 筆界線、郷甲1845の 筆界線、郷甲1844の 重界線、郷田2244の北 東、郷甲1799の1の両 88の2の西側筆界線	2 及び甲1893の 2 及び甲1893の 2 別筆界線、郷甲1842の4 の北側筆界線、郷甲18 52の南側筆界線、郷甲1852の南側筆界線、郷中260 2 の北側筆界線、郷甲1 の西側筆界線、郷甲1 0 西男線、郷甲1810の 南側筆界線、郷田1810の 京側筆界線、郷田1785の西側筆界線、郷田1785の西側筆界線、郷田1785の西側筆界
たきはまいっちょうめ 多喜浜一丁目	 又野川の東側線、主要地方道壬生	 E川新居浜野田線の北側線、柞	 柳川の東側線及び市i			
多喜浜二丁目	又野川の東側線、多喜浜609に隣 2に隣接する道路である市有地の 610の1の南側筆界線、多喜浜610)東側線、多喜浜610の2の北	北側筆界線、多喜浜61	10の1の北側筆界	幕線、多喜浜610の 1	の東側筆界線、多喜浜
た きはまさんちょう め 多喜浜三丁目	臨港道路垣生線の西側線、多喜浜 喜浜610の2の北側筆界線、多喜 多喜浜610の3の東側筆界線、多 界線、柳川の東側線並びに主要地	兵610の 2 に隣接する道路であ 喜浜627及び628に隣接する道	る市有地の東側線、 路である国有地に隣	多喜浜610の3の 接する道路である	西側筆界線、多喜浜	610の3の北側筆界線、
多喜浜四丁目	郷甲2230の5の南側筆界線、郷甲2230の35の西側筆界線、郷甲2230の35の西側筆界線、郷甲2230の33の北側筆界線、郷甲月線、郷甲2230の17の西側筆界線、北側線、市道柳川東筋線の西側線、東白浜川の東側南側筆界線、郷甲2311の1の西側筆界線、郷乙319の1の東側筆界線、郷乙320の2の南側筆界線、郷乙319の6の1側筆界線、郷甲228の南側筆界線、郷乙319の6の1側筆界線、郷甲2287の南側筆界線、郷乙316の9の東側筆界線、郷乙316の9の東側筆界線、郷乙316の9の東側筆界線、郷乙316の6の10世界線、郷四2270の2の南側4の西側筆界線、郷乙316の6の10世界線、郷四2316の9の東側筆界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷乙316の6の10世界線、郷田2270の2の南側	の34の南側筆界線、郷甲223 12230の35の北側筆界線、郷 12230の35の北側筆界線、郷 1230の13の西側筆界線 134、郷甲2342の2の南側筆 134 13年 第年2310の2に隣 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年 13年	30の32の南側筆界線、 甲2230の36の北側筆界線、郷甲2230の11の戸線、本川の東側線、標 界線、郷甲2341の3の 接する道路である市存 側筆界線、郷甲2311の 線、郷乙320の2の東 戸南側筆界線、郷乙31 東側筆界線、郷乙31 東側筆界線、郷乙31 郷甲2286の西側筆界線 別筆界線、郷田22700	郷甲2230の320 界線、郷甲2230の 哲側筆界線、線 動向南側筆界線線、 動向中側筆界線線、 動力4の西側線筆界線 は、郷田南南側等 郷の 19004の百側で 19004の南側等 郷の 19004の南側等 第 19004の高側等 第 19004の前側等 第 19004の前 19004 1	の西側筆界線、郷甲2 48の筆界線のうち郷 2230の20の西側筆界 E要地方道壬生川新 甲2340の2の南側筆 用2310の2の南側筆 319の1の南側筆界線 319の1の南側筆界線 線、郷甲238の東側 線、郷甲228の東側 南側筆界線、郷乙 317の両の側筆界線 317の両側 第7線、郷フ317の両 第7線、郷フ317の両 第7線、郷フ317の両 第7線、郷田2270の3の西	230の33の西側筆界線 (甲2230の1 に接する筆線、市道楠崎白浜線の 居浜野田線の北側線、 界線、郷甲2345の4の 甲2304の4までの南側 泉、郷乙319の7の南側 第2298の東側筆界線、郷田2310の2 5191章界線、郷田2319の 第月線、郷田2287の東 318の2の西側筆界線、郷乙317の 側筆界線、郷田2170の側筆界線、郷田2170の
多喜浜五丁目	東白浜川の東側線、白浜川の東側 島甲50の1から甲50の4までの東 44の4の東側筆界線、阿島甲44の 2353の2の東側筆界線、郷甲2354	原側筆界線、阿島甲44の3の の東側筆界線、阿島乙212	東側筆界線、阿島甲4 2の4の東側筆界線、	15の 1 の東側筆界 阿島乙212の 7 <i>0</i>	幕線、阿島甲44の6€	の東側筆界線、阿島甲

多喜浜六丁目

柳川の東側線、多喜浜152の11の北側筆界線、多喜浜76の64の北側筆界線、多喜浜76の 4 の北側筆界線、多喜浜76の66の北側筆界線、多喜浜76の66の北側筆界線、多喜浜76の66の北側筆界線、多喜浜76の67の東側筆界線、多喜浜76の88の北側筆界線、多喜浜76の69の北側筆界線、多喜浜76の69の北側筆界線、多喜浜76の69の北側筆界線、多喜浜76の69の北側筆界線、多喜浜76の69の北側筆界線、多喜浜76の70の北側筆界線、多喜浜76の70の北側筆界線、多喜浜76の70の北側筆界線、多喜浜76の73の北側筆界線、多喜浜76の73の北側筆界線、多喜浜76の73の北側筆界線、多喜浜76の78の北側筆界線、多喜浜76の76までの北側筆界線、多喜浜76の83の北側筆界線、多喜浜76の70の北側筆界線、多喜浜76の76の76までの北側筆界線、あ喜浜76の78の北側筆界線、多喜浜76の26の北側筆界線、方道東港東浜筋線の東側線及び主要地方道千生川新居浜野田線の北側線で囲まれた区域

あしまいっちょうめ 阿島一丁目

市道東港東浜筋線の東側線、黒島939の43の北側筆界線、黒島939の2 に隣接する水路である市有地に隣接する道路である市有地の北側線、黒島939の39の西側筆界線、黒島939の39の北側筆界線、黒島939の39の東側筆界線、黒島939の172に隣接する水路である市有地に隣接する道路である市有地の北側線、黒島939の10、939の107、939の60及び939の11に隣接する道路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する道路である国有地の北側線、阿島甲1019の2の東側筆界線、阿島甲704の4の東側筆界線、阿島甲704の1の東側筆界線並びに主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線で囲まれた区域

あいまたをおうめ

市道東浜阿島線の西側線、市道東港東浜筋線の東側線、主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、阿島甲712の11の西側筆界線、阿島甲712の 1の西側筆界線、阿島甲712の3の西側筆界線、阿島甲712の4の西側筆界線、阿島甲712の4の北側筆界線、阿島甲712の4の東側筆界線、阿 島甲712の3の北側筆界線、阿島甲728の8の北側筆界線、阿島甲728の9の北側筆界線、阿島甲728の2の北側筆界線、阿島甲728の6の北側 筆界線、阿島甲728の5の北側筆界線、阿島甲728の1の北側筆界線、主要地方道壬生川新居浜野田線の北側線、阿島乙124の3の東側筆界線、 阿島乙124の4の東側筆界線、阿島乙124の2の東側筆界線、阿島乙124の2の南側筆界線、阿島乙124の2の西側筆界線、阿島乙124の1の西側筆界線、阿島乙124の1の西 側筆界線、阿島乙123の6の南側筆界線、阿島乙123の6の西側筆界線、阿島乙125の2の南側筆界線、阿島乙125の4の東側筆界線、阿島甲7 29の4の東側筆界線、阿島甲729の3の東側筆界線、阿島甲729の2の東側筆界線、阿島甲729の1の東側筆界線、阿島甲729の1の東側筆界線、阿島甲729の1の南側筆界線、阿島甲729の100元 阿島甲729の1の西側筆界線、阿島甲729の2の西側筆界線、阿島甲729の3の西側筆界線、阿島甲729の4の西側筆界線、阿島乙125の3の南 側筆界線、阿島乙126の13の南側筆界線、阿島乙126の1に隣接する水路である市有地の南側線、阿島乙126の1の西側筆界線、阿島乙126の2 の南側筆界線、阿島乙127の1の東側筆界線、阿島乙127の4の東側筆界線、阿島乙127の4の南側筆界線、阿島乙127の1の南側筆界線、阿島乙127の1の南側筆界線、阿島 甲723の4の南側筆界線、阿島甲723の2の東側筆界線、三ツ坑川の西側線、阿島甲721に隣接する水路である市有地の南側線、阿島甲721の南 側筆界線、阿島乙130の5の東側筆界線、阿島甲716の9に隣接する道路である市有地の南側線、阿島甲714の2の南側線、阿島甲714の2及び 甲716の10に隣接する道路である市有地に隣接する水路である市有地の西側線、阿島甲711の27の南側筆界線、阿島甲711の26の南側筆界線、 阿島甲711の2の東側筆界線、阿島甲711の2の南側筆界線、阿島甲711の3の南側筆界線、阿島甲711の1の南側筆界線、阿島甲711の3の南側筆界線、阿島甲710の3の東 側筆界線、阿島甲710の3の南側筆界線、阿島甲710の2の南側筆界線、阿島乙133の1の西側筆界線、阿島乙133の2の西側筆界線、阿島川の 東側線、阿島甲597の1の北側筆界線、阿島甲597の3の北側筆界線、阿島甲597の3の東側筆界線、阿島乙136の6の東側筆界線、阿島乙136 の6の南側筆界線、阿島甲597の7の南側筆界線と阿島甲598の7の南端を結ぶ線、阿島川の西側線並びに阿島甲159の2の北側筆界線の延長 線で囲まれた区域

あしまさんちょうめ

阿島乙211の9の北側筆界線、阿島甲46の3の北側筆界線、阿島甲46の7の北側筆界線、阿島甲46の6の北側筆界線、阿島甲46の1の北側筆界線、阿島甲46の1の北側筆界線、阿島甲49、甲9002及び甲9005に隣接する水路である市有地の北側線、市道東浜阿島線の西側線、阿島甲159の2の北側筆界線の延長線、阿島川の西側線、阿島甲598の7の南端と阿島甲597の7の南側筆界線を結ぶ線、阿島川の東側線、阿島甲593の2の北側筆界線、阿島甲594の北側筆界線、阿島甲596の3の西側筆界線、阿島甲596の3の西側筆界線、阿島甲596の5の西側筆界線、阿島甲596の7の北側筆界線、阿島甲596の7の北側筆界線、阿島甲596の7の北側筆界線、阿島甲596の7の北側筆界線、阿島ア3138の3の東側筆界線、阿島ア3138の3の南側筆界線、阿島ア3138の3の南側筆界線、阿島平596の6の南側筆界線、阿島甲596の2の南側筆界線、阿島甲596の2の東側筆界線、阿島甲596の1の東側筆界線、阿島川の東側線、阿島甲596の1の東側筆界線、阿島甲596の1の東側筆界線、阿島甲596の1の東側筆界線、阿島甲590の2の北側筆界線、阿島甲590の2の東側筆界線、阿島甲590の1の東側筆界線、阿島甲588の1の東側筆界線、阿島甲586の3の北側筆界線、阿島甲586の2の北側筆界線、阿島甲586の2の北側筆界線、阿島甲586の2の北側筆界線、阿島甲586の2の北側筆界線、阿島甲586の2の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側筆界線、阿島ア590の1の東側等788、阿島ア590の1の東側等788、阿島ア590の1の東側等788、阿島ア590の1の東側等788、阿島ア590の東側線で四東100万東側線並びにJR予線

あしまよんちょうめ

西之郷川の東側線、阿島川の北側線、阿島甲562の1の西側筆界線、阿島甲562の1の北側筆界線、阿島甲562の1の東側筆界線、阿島甲562の2の北側筆界線、阿島乙152の5の西側筆界線、阿島乙152の5の北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の60北側筆界線、阿島乙152の6010の北側筆界線、阿島乙154の100北側筆界線、阿島乙154の100北側筆界線、阿島乙154の60100北側筆界線、阿島乙173の210南側筆界線、阿島乙173の210南側筆界線、阿島乙173の210南側筆界線、阿島乙173の210南側筆界線、阿島乙173の210南側筆界線、阿島乙173の240東側筆界線、阿島乙173の250南側筆界線、阿島乙173の250南側筆界線、阿島乙173の250南側筆界線、阿島乙173の250南側筆界線、阿島乙173の250南側筆界線、阿島乙173の250南側筆界線、阿島乙173の250南側筆界線、阿島乙173の250市側筆界線、阿島乙1730150北側

にないちょう 荷内町

阿島乙122の1の西側筆界線、阿島乙123の7の南側筆界線、阿島乙123の7の西側筆界線、阿島乙123の4の西側筆界線、主要地方道壬生川新 居浜野田線の北側線、阿島甲830の西側筆界線、阿島甲831の3の西側筆界線、阿島甲831の1の西側筆界線、阿島甲832の2の南側筆界線、阿 島甲832の2の西側筆界線、阿島甲832の2の北側筆界線、阿島甲832の1の北側筆界線、阿島甲833、甲834、甲835、甲836、甲837、甲838及 び甲839に隣接する水路である国有地の北側線、阿島甲845の1の西側筆界線、阿島甲845の1の北側筆界線、阿島甲845の2の北側筆界線、阿 島甲845の1の北側筆界線、阿島甲845の1の東側筆界線、阿島甲844の1、甲844の2及び甲846に隣接する水路である国有地の北側線、阿島 甲847の3の西側筆界線、阿島甲847の1の西側筆界線、阿島甲847の2の西側筆界線、阿島甲852、甲854及び甲856の1に隣接する水路である 市有地の東側線、阿島甲857の北側筆界線、阿島甲857の東側筆界線、阿島乙6の西側筆界線、阿島乙16の5の西側筆界線、阿島乙7の2の西 側筆界線、阿島乙7の2の北側筆界線、阿島甲873の1の西側筆界線、阿島乙16の3の南側筆界線、阿島乙9の2の南側筆界線、阿島甲873の 2の東側筆界線、阿島甲873の2の南側筆界線、阿島甲877の1の東側筆界線、阿島甲883の1の北側筆界線、阿島甲883の2の北側筆界線、阿 島甲885の北側筆界線、阿島甲884の北側筆界線、阿島甲884の東側筆界線、阿島甲884の南側筆界線、阿島甲885の南側筆界線、阿島乙18の1 の西側筆界線、阿島乙18の1の南側筆界線、阿島乙18の3の東側筆界線、阿島乙19の東側筆界線、阿島乙25の3の東側筆界線、阿島乙25の3の東側筆界線、阿島乙25の3 の南側筆界線、阿島乙25の1の西側筆界線、阿島乙25の1の南側筆界線、阿島乙20の2の南側筆界線、阿島甲998の西側筆界線、阿島甲999の 2 の西側筆界線、阿島甲999の1 の西側筆界線、阿島甲1002の1 の西側筆界線、阿島甲1003の1 の西側筆界線、阿島甲1003の2 の西側筆界線、 阿島甲1004の西側筆界線、阿島甲1006の1の西側筆界線、阿島甲1006の1の北側筆界線、阿島甲1006の2の北側筆界線、阿島甲1006の2の東 側筆界線、阿島甲1004の東側筆界線、阿島甲1005の1の北側筆界線、阿島甲1005の2の北側筆界線、阿島甲1005の2の東側筆界線、阿島甲 1002の2の東側筆界線、阿島甲1001の3の東側筆界線、阿島甲1001の2の東側筆界線、阿島甲1001の6の東側筆界線、阿島甲1001の5の東側 筆界線、阿島甲1000の3の東側筆界線、阿島甲1000の1の東側筆界線、阿島甲97の1の東側筆界線、阿島乙33の2の東側筆界線、阿島乙33 の1の東側筆界線、阿島乙34の東側筆界線、阿島乙34の南側筆界線、阿島甲994の2の東側筆界線、阿島乙35の北側筆界線、阿島乙35の東側 筆界線、阿島乙35の南側筆界線、阿島甲990の1の東側筆界線、阿島乙38の北側筆界線、阿島乙38の東側筆界線、阿島乙39の東側筆界線、阿 島乙39の南側筆界線、阿島乙40の2の西側筆界線、阿島乙41の2の西側筆界線、阿島甲974の北側筆界線、阿島甲973の1の北側筆界線、阿島 甲973の2の北側筆界線、阿島甲973の2の東側筆界線、阿島甲973の1の南側筆界線、阿島甲972の南側筆界線、阿島甲971の1の東側筆界線、阿島甲971の1の東側筆界線、阿島甲971の1の東側筆界線、阿島甲971の1の東側筆界線、阿島甲971の1の東側筆界線、阿島甲971の1の東側筆界線、阿島甲971の1の東側筆界線、阿島甲973の1の東側 阿島甲971の2の北側筆界線、阿島甲971の2の東側筆界線、荷内川の北側線、阿島乙44の1の北側筆界線、阿島乙44の2の北側筆界線、阿島乙44の2の北側筆界線、阿島 乙44の2の東側筆界線、荷内川の北側線、阿島乙66の16の西側筆界線、阿島乙66の16の北側筆界線、阿島乙66の16の東側準界線、阿島乙66の16の東側準界線、阿島乙66の16の東側準界線、阿島乙66の1600年 14の南側筆界線、阿島乙66の9の南側筆界線、阿島乙66の9の東側筆界線、阿島乙49の1の北側筆界線、阿島乙49の2の北側筆界線、阿島乙 50の3の北側筆界線、阿島乙52の3の北側筆界線、阿島乙53の3の北側筆界線、阿島乙58の7の北側筆界線、阿島乙62の1の西側筆界線、阿 島乙64の1の西側筆界線、阿島乙65の北側筆界線、阿島乙65の東側筆界線、阿島乙66の19の北側筆界線、阿島乙66の13の西側筆界線、阿島乙 66の13の東側筆界線、阿島乙66の20の北側筆界線、阿島乙66の21の北側筆界線、阿島乙66の22の北側筆界線、四国中央市との市境線、阿島乙 67の21の北側筆界線、阿島乙60の5の東側筆界線、阿島乙60の5の南側筆界線、阿島乙60の5の西側筆界線、阿島乙58の1の南側筆界線、阿 島乙67の27の南側筆界線、阿島乙67の1の西側筆界線、阿島乙48の3の南側筆界線、阿島乙47の2の南側筆界線、阿島乙46の3の南側筆界線、

阿島乙67の17の東側筆界線、阿島乙67の17の南側筆界線、阿島乙67の18の東側筆界線、阿島乙67の18の南側筆界線、阿島乙67の18の西側筆界線、阿島乙67の18の西側筆界線、阿島乙67の18の西側筆界線、阿島乙67の18の西側筆界線、阿島乙67の18の西側筆界線、阿島乙67の18の西側筆界線、阿島乙67の19の西側筆界 線、東福遍川の西側線、阿島乙67の37の南側筆界線、阿島乙67の37の西側筆界線、阿島乙67の30の南側筆界線、阿島乙67の16の東側筆界線、 阿島乙67の16の南側筆界線、阿島乙67の16の西側筆界線、阿島甲969の西側筆界線、阿島乙69の2の南側筆界線、阿島甲965の2の南側筆界線、阿島甲965の2の南側筆界線、阿島甲965の2の南側筆界線、阿島甲965の2の南側筆界線、阿島甲965の2の南側筆界線、阿島四965の2000円 阿島甲959の南側筆界線、阿島乙69の5の南側筆界線、主要地方道壬生川新居浜野田線の南側線、阿島甲938の3の南側筆界線、阿島甲936の 1の南側筆界線、阿島甲936の2の東側筆界線、阿島甲936の2の南側筆界線、阿島甲936の2の西側筆界線、阿島甲936の1の西側筆界線、阿 島甲936の3の西側筆界線、阿島甲936の4の西側筆界線、宮ノ谷川の南側線、阿島甲935の西側筆界線、阿島甲935の北側筆界線、阿島甲94 の2の北側筆界線、阿島甲932の西側筆界線、阿島甲923の2の南側筆界線、阿島甲923の1の南側筆界線、阿島甲921の南側筆界線、阿島甲921の南側筆界線、阿島甲 915の2の南側筆界線、阿島甲914の南側筆界線、阿島甲913の2の南側筆界線、阿島甲913の1の南側筆界線、阿島甲912の南側筆界線、阿島甲912の南側筆界線、阿島 甲912の西側筆界線、阿島甲911の南側筆界線、阿島甲905の2の東側筆界線、阿島甲905の2の南側筆界線、阿島甲905の3の南側筆界線、阿 島甲905の4の南側筆界線、阿島甲905の1の南側筆界線、阿島甲905の5の5の西側筆界線、阿島甲904の4の西側筆界線、阿島甲902の2の南側 筆界線、阿島甲902の2の西側筆界線、荷内川の南側線、阿島甲789の東側筆界線、阿島甲789の南側筆界線、阿島甲789の西側筆界線、阿島甲 791の1の西側筆界線、阿島甲788の2の西側筆界線、阿島甲787の2の南側筆界線、阿島甲786の2の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲785の南側筆界線、阿島甲785のカー 界線、阿島甲780の4の東側筆界線、阿島甲780の2の東側筆界線、阿島甲780の5の東側筆界線、阿島甲780の3の東側筆界線、阿島甲779の 2の東側筆界線、阿島甲777の1の北側筆界線、阿島甲777の1の東側筆界線、阿島甲776の東側筆界線、阿島甲775の東側筆界線、阿島甲772 の東側筆界線、阿島甲772の南側筆界線、阿島甲772の西側筆界線、阿島甲771の2の南側筆界線、阿島甲769の南側筆界線、阿島甲769の西側 筆界線、阿島甲768の西側筆界線、阿島甲759の西側筆界線、福遍川の南側線、阿島甲752の南側筆界線、阿島甲751の1の南側筆界線、阿島甲 750の2の東側筆界線、阿島甲750の4の東側筆界線、阿島甲750の1の東側筆界線、阿島甲750の1の南側筆界線、阿島甲750の1の西側筆界線、阿島甲750の1の西側筆界線、阿島甲750の1の西側筆界線、阿島甲750の1の西側筆界線、阿島甲750の1の西側筆界線、阿島甲750の100円 線、阿島甲744の1の南側筆界線、西福遍川の西側線、阿島乙99の南側筆界線、阿島乙99の西側筆界線、阿島乙100の6の南側筆界線、阿島乙 100の6の西側筆界線、阿島乙101の7の南側筆界線、阿島乙101の7の西側筆界線、阿島甲732の南側筆界線、阿島甲731の1の7の南側筆界線、阿島甲731の10の7の南側筆界線、阿島甲731の10の7の南側筆界線、阿島甲731の10の7の南側筆界線、阿島甲731の10の700円 阿島甲730の1の南側筆界線、阿島甲730の1の西側筆界線、阿島甲730の2の西側筆界線、阿島乙103の1の南側筆界線、阿島乙103の1の西側筆界線、阿島乙103の1の西 側筆界線、阿島乙121の8の南側筆界線、阿島乙121の6の東側筆界線、阿島乙121の6の南側筆界線、阿島乙121の7の南側筆界線、阿島乙 104の 1 の南側筆界線、阿島乙105の 1 の南側筆界線、阿島乙106の 1 の南側筆界線、阿島乙121の 2 の東側筆界線、阿島乙121の 2 の南側筆界 線、阿島乙120の2の南側筆界線、阿島乙121の1の南側筆界線、阿島乙122の4の東側筆界線、阿島乙122の4の南側筆界線並びに阿島乙122 の1の南側筆界線で囲まれた区域

(るしまいっちょう め

黒島930の110から930の113までに隣接する道路である国有地の西側線、黒島930の113の西側筆界線、黒島930の113の北側筆界線、市道東港東 浜筋線の東側線並びに黒島930の1、930の116、930の119から930の129まで、930の114、930の113及び930の110に隣接する道路である国有地 の南側線で囲まれた区域

(3 は になうめ

市道東港東浜筋線の東側線、黒島548の北側筆界線、黒島578の1の北側筆界線、黒島583の北側筆界線、黒島585の北側筆界線、黒島585の北側筆界線、黒島588の1 の北側筆界線、黒島595の北側筆界線、黒島629の1の北側筆界線、黒島629の1の東側筆界線、黒島628の東側筆界線、黒島665の東側筆界線、 黒島665の南側筆界線、黒島648の南側筆界線、黒島647の南側筆界線、黒島623の南側筆界線、黒島407の2の東側筆界線、黒島702の北側筆界 線、黒島700の北側筆界線、黒島700に隣接する道路である市有地の東側線、黒島694から696までに隣接する道路である市有地の北側線、黒島 694の東側筆界線、黒島694の南側筆界線、黒島697の東側筆界線、黒島779の1の東側筆界線、黒島779の2の東側筆界線、黒島779の3の東側 筆界線、黒島778の3の北側筆界線、黒島803の1に隣接する道路である市有地の西側線、黒島803の1の北側筆界線、黒島804の北側筆界線、 黒島806の北側筆界線、黒島832の北側筆界線、黒島841の西側筆界線、黒島842の西側筆界線、黒島842の北側筆界線、黒島843の北側筆界線、 黒島843の東側筆界線、黒島844及び847に隣接する道路である市有地の東側線、黒島882の北側筆界線、黒島881の北側筆界線、黒島880の北側 筆界線、黒島880及び886に隣接する道路である市有地の北側線、黒島886の東側筆界線、黒島887の東側筆界線、黒島898、900の1、900の2 及び901に隣接する道路である市有地の北側線、黒島8の4の西側筆界線、黒島7の1の西側筆界線、黒島5の西側筆界線、黒島4の西側筆 界線、黒島3の西側筆界線、黒島2の西側筆界線、黒島1の西側筆界線、黒島1に隣接する道路である国有地の北側線、黒島1に隣接する 道路である国有地の東側線、黒島6の1の東側筆界線、黒島6の2の東側筆界線、黒島6の3の東側筆界線、市道黒島東通り線の東側線、 黒島11の1、11の2及び12に隣接する道路である国有地の東側線、黒島14の東側筆界線、黒島44の3の北側筆界線、黒島44の3の東側筆界線、 黒島44の3の南側筆界線、黒島45の1の東側筆界線、黒島45の1の南側筆界線、黒島45の1の西側筆界線、黒島45の5の南側筆界線、黒島 45の4の東側筆界線、黒島45の4の南側筆界線、黒島45の04の西側筆界線、黒島45の4の本側筆界線、黒島45の5の西側筆界線、黒島45の5の西側筆界線、黒島44の 南側筆界線、黒島945の南側筆界線並びに黒島945の西側筆界線で囲まれた区域

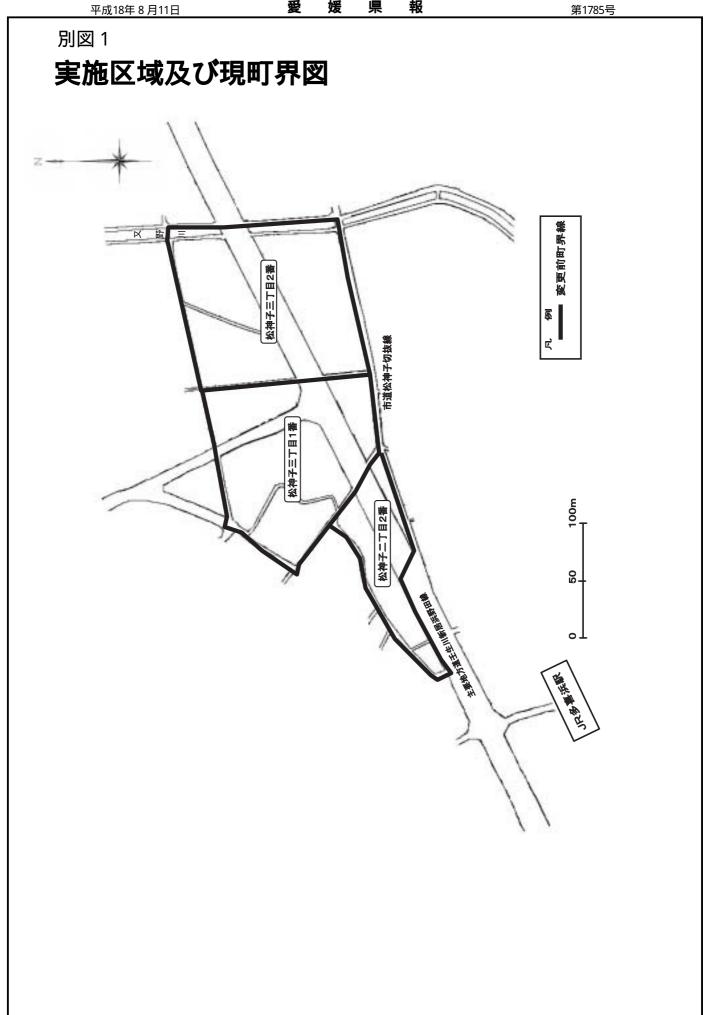
○愛媛県告示第1192号

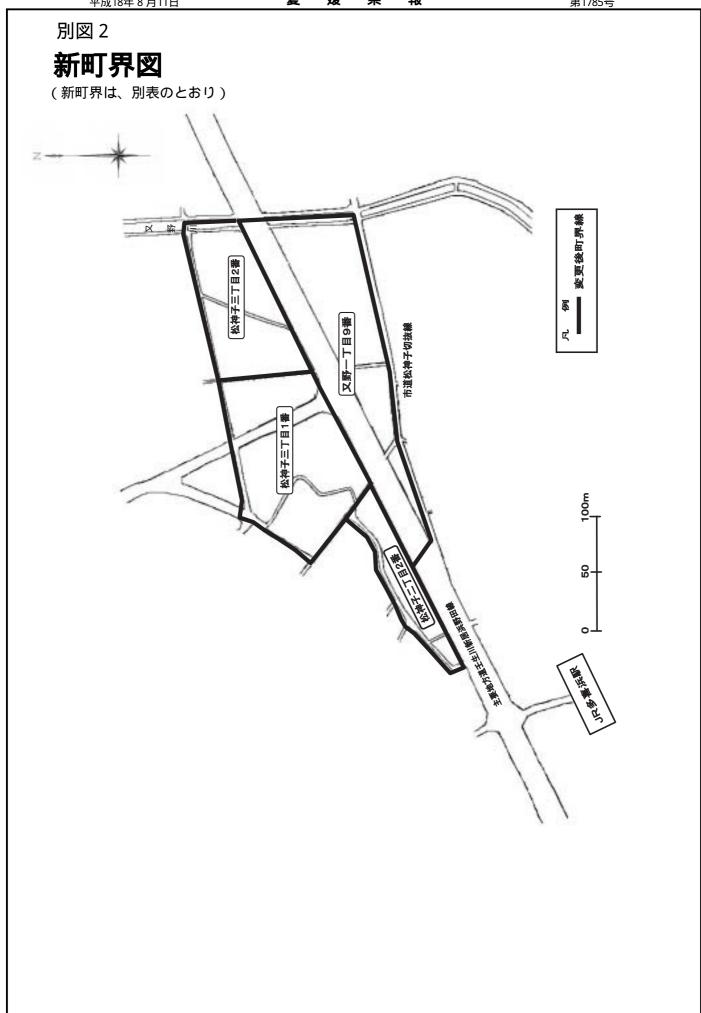
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、 新居浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。 上記の処分は、平成18年10月1日から効力を生ずる。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別図1の区域をもって別図2のとおり町の区域を変更する。





別 表

町の名称	左	記	Ø	X	域	に	編	Д	す	る	X	域		
また の いっちょう め 又野一丁目	主要地方道壬生川新居浜野田線の北	比側線、	市道松	神子切	抜線の	北側線	及び又	野川の	東側線	で囲まれ	れた区 [±]	或		

○愛媛県告示第1193号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
プログラム・プロダクト 一式	愛媛県企画情報部管理 局情報政策課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	平成18年 6 月16日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三 丁目4番1号	2,744,385円 (月額貸借料)	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第10条 第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第1194号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下三谷勢伏地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

- 111. - 1. 11 - 111. - 111 - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111. - 111.

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・ 下三谷勢伏地区)計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の 写し
- 2 縦覧期間

平成18年8月14日から9月8日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第1195号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良 事業(かんがい排水)・下三谷原地区)の施行は、適当と認められ るので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項に

おいて準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・ 下三谷原地区)計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成18年8月14日から9月8日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第1196号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、 西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業 (県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・津布理地区)の施行 を平成18年8月1日認可した。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1197号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成18年8月1日次のように共同漁業及び区画漁業を免許した。 平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番	号 漁業権者の住所及び氏名	免 許 の 内 容	漁業権の存続期間
燧共第17	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合	平成18年 5 月12日付け愛媛県 告示第728号のとおり	平成18年 8 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで
燧共第17	:목 "	n	ıı .
燧共第17	··号	n	"
宇区第24	号 八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合 外 1 名	平成18年 3 月28日付け愛媛県 告示第463号のとおり	n .

燧特区第136号	今治市宮窪町宮窪2700 宮窪町漁業協同組合	II.	平成18年 8 月 1 日から 平成21年 3 月31日まで
宇特区第388号	南宇和郡愛南町鯆越166番地 3 愛南漁業協同組合	n	II .
宇特区第389号	n	n	II .

○愛媛県告示第1198号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、 共同漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区又は地元地区及び制限又は条件
- (1) ア 免許番号 燧共第 177 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から 12月31日まで
"	ひじき漁業	"
II .	てんぐさ漁業	5月1日から 10月31日まで
II.	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで
II.	いぎす漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	あさり漁業	"
"	いがい漁業	"
"	まてがい漁業	"
"	あわび漁業	"
"	かき漁業	"
"	みるくい漁業	"
n	たこ漁業	n.
II.	なまこ漁業	6月1日から 翌3月31日まで
II.	うに漁業	1月1日から 12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	雑魚建網漁業	"

"	雑魚小型定置網 漁業	"
---	---------------	---

- (イ) 漁場の位置 今治市波方町地先
- (ウ) 漁場の区域

Aから今治市小島北方白石の磯(白岩)見通し線とBから広島県斎島東北端見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Cア及びアDの2直線と波方港北防波堤以内の区域並びにEイ、イウ、ウエ及びエオの4直線以内の区域並びにFカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの7直線以内の区域を除く。

- 基点 A 今治市波方町動仙鼻
 - B 今治市波方町錨掛鼻
 - C 今治市波方町波方甲2264番地の38東角標識 (宮の下物揚場)
 - D 今治市波方町波方甲2622番地の17の東角から波方港北防波堤突端の方向へ防波堤に沿って 139 メートルの標識
 - E 今治市波方町宮崎字番所乙330番地の1の標識(北緯34度07分16秒・東経132度54分51秒)
 - F 今治市波方町波方甲1614番地の3の標識 北 緯34度07分16秒・東経132度57分33秒)
 - 点 ア Cから20度 155 メートルの点
 - イ Eから0度146メートルの点
 - ウ イから 259 度 123 メートルの点
 - エ ウから 273 度 1 251 メートルの点
 - オ エから 197 度 259 メートルの点 (今治市波 方町宮崎字番所乙 206 番地の標識)
 - カ Fから32度55メートルの点
 - キ カから 122 度80メートルの点
 - ク キから32度70メートルの点
 - ケ クから 122 度90メートルの点
 - コ ケから32度35メートルの点
 - サ コから 122 度 252 メートルの点
 - シ サから 186 度 173 メートルの点 (今治市波 方町波方甲1609番地の12地先の標識)
- ウ 関係地区 今治市波方町
- (2) ア 免許番号 宇区第 249 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (4) 漁場の位置 宇和島市津島町田之浜地先
- ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海 岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻
 - B 宇和島市津島町田之浜小水谷の鼻
 - 点 ア Aから宇和島市津島町成由良小学校本校体 育館東端見通し 250 メートルの点
 - イ Bから宇和島市津島町成船越運河灯台見通 し200メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (3) ア 免許番号 宇区第 250 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町田之浜地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた 区域

- 基点 A 宇和島市津島町田之浜真浦護岸沿い南端から北へ70メートルの標識
 - B Aから護岸沿い北へ 152 メートルの標識
 - 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島オシデノ鼻見 通し70メートルの点
 - イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島オシデノ鼻見 通し 180 メートルの点
 - ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島真珠作業場北 端見通し 210 メートル
 - エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し95メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (4) ア 免許番号 宇区第 251 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町田颪地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線及びAC間の最大低潮時海岸線から10メートル

- の線とによって囲まれた区域
 - 基点 A 宇和島市津島町田颪 120 番地東上惇一住宅 北東角
 - B 宇和島市津島町田颪 126 番地清家太住宅中 央護岸標識
 - C 宇和島市津島町田颪曽根殿神社前護岸標識
 - D 宇和島市津島町田颪丸バエの鼻
 - E 宇和島市津島町田颪広浦越の鼻
 - 点 ア Aから宇和島市津島町北灘黒八工の鼻見通 し240メートルの点
 - イ Bから宇和島市津島町北灘黒八工の鼻見通 し270メートルの点
 - ウ Bから宇和島市津島町北灘黒八工の鼻見通 し425メートルの点
 - エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎(沖側)山 頂見通し300メートルの点
 - オ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し 320 メートルの点
 - カ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通 し80メートルの点
 - キ Cから宇和島市津島町田颪外浦防波堤先端 見通し70メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (5) ア 免許番号 宇区第 252 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町竹ヶ島地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域及びBC間の最大低潮時海岸線から32メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブ ル敷設示標
 - B 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩
 - C 宇和島市津島町弁天の岩
 - 点 ア Aから 152 度30分見通し 134 メートルの点
 - イ Bから宇和島市津島町平井長碆 424 番地 1 下灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設中央見 通し 164 メートルの点
 - ウ Cから宇和島市漁家仏崎見通し 150 メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (6) ア 免許番号 宇区第 253 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海 岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端から西へ直線距離60メートルの標識

B 宇和島市津島町須下寺崎と長畑との境界線 寺崎側 2 番排水口

点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島見通し 2 60メートルの点

イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島高島見通し 2 70メートルの点

- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (4) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。
- (7) ア 免許番号 宇特区第 390 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	とさかのり・真 珠貝養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市蒋渕地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海 岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市蒋渕 378 番地崩の浦鼻突端

B 宇和島市蒋渕 295 番地刈又護岸北東端

点 ア Aから宇和島市下波竜王鼻見通し 200 メートルの点

イ Bから 125 度 150 メートルの点

- ウ 地元地区 宇和島市蒋渕
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (8) ア 免許番号 宇特区第 391 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	とさかのり・真 珠貝養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町嵐地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海 岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域

ただし、宇区第 149 号の漁業権漁場区域を除く。

基点 A 宇和島市津島町嵐宮の鼻桟橋東北角

B 宇和島市津島町嵐ハゲノ鼻

点 ア Aから宇和島市津島町嵐慶ヶ浦 131 番地西 角見通し50メートルの点

イ Bから宇和島市津島町嵐 676 番地 (寄宿舎) 西角見通し 110 メートルの点

- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (9) ア 免許番号 宇特区第 392 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	とさかのり養殖 業	1月1日から 5月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海 岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域

ただし、宇区第149号の漁業権漁場区域を除く。

基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端

B Aから西へ直線距離 600 メートルの標識

点 ア Aから宇和島市津島町北灘柏崎突端見通し 280メートルの点

- イ Bから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し 2 60メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 - (4) 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- (10) ア 免許番号 宇特区第 393 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町脇地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町田颪広浦

B 宇和島市津島町田颪中瀬の標識

点 ア Aから 356 度58分 110 メートルの点

- イ Aから56度45分 125 メートルの点
- ウ Aから82度30分85メートルの点
- エ Bから宇和島市津島町曽根平ェ門ダケ見通

し50メートルの点

- オ Bから宇和島市津島町曽根平ェ門ダケ見通 し100メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (11) ア 免許番号 宇特区第 394 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町脇地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、オカ、カキ、キア及びエCの7直線とCB間の最大低潮時海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 宇和島市津島町脇こいの浦の鼻

- B 宇和島市津島町田颪中瀬の標識
- C 宇和島市津島町田颪広浦の護岸東端
- D 宇和島市津島町田颪広浦
- 点 ア Aから宇和島市津島町曽根八幡神社見通し 20メートルの点
 - イ Aから宇和島市津島町曽根八幡神社見通し 200メートルの点
 - ウ B から宇和島市津島町曽根平ェ門ダケ見通 し 270 メートルの点
 - エ Cから宇和島市津島町裸島西端見通し 280 メートルの点
 - オ Bから宇和島市津島町曽根平ェ門ダケ見通 し110メートルの点
 - カ Dから 356 度58分 110 メートルの点
 - キ Dから50度 125 メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (12) ア 免許番号 宇特区第 395 号
 - イ 免許の内容たるべき事項
 - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町竹ヶ島地先
- (ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島竹ヶ島漁港竹ヶ島小 学校前旧防波堤突端
 - B 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海岸ケーブル敷設指示標
 - C 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩
 - D 宇和島市津島町竹ヶ島弁天の2番岩
 - 点 ア Aから77度30分100メートルの点
 - イ Bから 153 度 134 メートルの点
 - ウ Cから宇和島市津島町平井下灘漁業協同組 合水産廃棄物処理施設見通し164メートル
 - エ Dから宇和島市津島町漁家仏崎見通し 150 メートルの点
 - オ Dから宇和島市津島町漁家仏崎見通し 345 メートルの点
- ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
- エ 制限又は条件
 - (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 2 免許予定日平成19年1月1日
- 3 申請期間

平成18年8月11日から平成18年11月10日まで

- 4 存続期間
- (1) 共同漁業権、区画漁業権 平成19年1月1日から平成26年3月31日まで
- (2) 特定区画漁業権 平成19年1月1日から平成21年3月31日まで

○愛媛県告示第1199号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定に基づき、深浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部愛南水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	八倉松前線	伊予市上野字要79番 2 から		旧	メートル 4 4~20 0 9 6~52 4	キロメートル 0.798 0.816	
宗	旦	八层低削級	伊予郡松前町大字鶴吉字拂川782番 2 まで		新	9 .6 ~ 52 .4	0 .816	

○愛媛県告示第1201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	松	·山伊予	線		伊予市上野字田中72番3から 同市上野字藤ノ木141番3まで					平成18年8月11日	
"		八	.倉松前	線	伊予市上野字要79番13から 伊予郡松前町大字鶴吉字拂川781番 5 まで					II .		

○愛媛県告示第1202号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市菅沢町乙427番10から 同町甲800番4まで	平成18年 8 月11日
II .	"	松山市菅沢町甲792番 5	II .
"	"	松山市菅沢町甲792番 5 から 同町甲792番 4 まで	II .

○愛媛県告示第1203号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 四国中央都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域

伊予三島都市計画区域、川之江都市計画区域及び土居都市計画 区域

○愛媛県告示第1204号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成18年 8 月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建(開)第19号	東温市牛渕字大畑1491番 1	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社ミツワ都市開発
平成18年 7 月27日	来温印十州子八加1491留 I	代表取締役 佐 伯 教 義

○愛媛県告示第1205号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市東若宮8番1

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲 690 番地 1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

○愛媛県告示第1206号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市東若宮9番8

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲 690 番地 1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

○愛媛県告示第1207号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市東若宮10番2

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲 690 番地 1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

○愛媛県告示第1208号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市東若宮13番4

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲 690 番地 1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

○愛媛県告示第1209号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市東若宮14番2、14番3及び14番4

2 申請人の住所氏名

大洲市大洲 690 番地 1

大洲市土地開発公社 理事長 大森 隆雄

3 図面省略

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年8月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名

ロータリースクリーンコーターの購入

(2) 購入物品名及び数量

ロータリースクリーンコーター1式(使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成19年3月30日

(5) 納入場所

紙産業研究センター

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等 に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、 次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

平成18年9月21日(木)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成18年9月21日(木)午後2時

愛媛県庁舎 第二別館1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
 - イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に 先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:

- Rotary Screen Coating Machine, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p .m ., 21 September 2006
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156